

# 「創業期の企業を支援するための随意契約要件の緩和」について

## 現状

- ・創業期の企業は、信用が薄く、販路開拓に困難を伴う場合が多い。
- ・創業期に行政からの受注実績を上げ信用度を高めることは、販路拡大や成長を図るうえで大きな効果がある。
- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第4号において、新規性等のある「物品」については、随意契約ができる旨の規定となっている。
- ・同規定に基づき、「福岡市トライアル発注認定事業」として、地場中小企業等が開発した優れた新商品を福岡市が認定し、認定商品の一部を試験的に購入することによって販路開拓を支援する事業を平成25年度から実施している。
- ・平成26年度からは、「役務(サービス)の提供」も新たに対象としている。



・地方自治法施行令第167条の2第1項第4号において、新規性等のある「物品」については、随意契約ができる旨の規定があるが、「役務(サービス)」については明文の規定がないため、新規性等のある役務(サービス)を提供する創業企業は、行政からの随意契約による受注ができない。

### ○ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) (随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

〈略〉

(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

〈以下略〉

## 福岡市の要望

- 行政発注において、新規性等のある「物品」について認められている随意契約を「役務(サービス)」にも拡大する。

## 関係各省の見解

(総務省)

- 実施できる方向で検討する。但し、「新製品として生産する物品」の随意契約と同様、役務の新規性等につき、透明性、公平性を担保する手続きが必要。

## 福岡市の対応

- 透明性、公平性を担保する手続きについては、関係法令等に則るとともに、福岡市トライアル発注認定事業実施要綱に基づき、学識経験者、中小企業診断士、税理士、弁理士及び市職員で構成する「福岡市トライアル発注認定事業評価検討会」による専門家の意見を踏まえ、認定を行うこととする。

## 平成26年度認定商品 (役務の一部)



ケアマネージャーや医療機関などが必要とする介護関連情報をタブレット端末で提供するサービス。夜間充電中に端末内の情報を更新し、日中は電波の届かない場所でも最新の情報を検索・閲覧が可能なサービス。  
(市の福祉介護部門での利用が想定される。)



チラシ、ダイレクトメール、ポスター、TVなどに表示された専用QRコードを撮影して、購入ボタンをタップするだけの2ステップで商品を購入できるスマホアプリのサービス。  
(市の有料施設の入場券購入などでの利用が想定される。)